

事務連絡
令和2年4月14日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県都市建築部建築指導課長

市街化調整区域内における開発許可等の取扱い基準の一部改正について

このことについて、都市計画法第34条第1号の取扱い基準を別添の通知書（写）のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県都市建築部建築指導課 建築物地震対策推進係		
担当係長	森	担 当	小野
電 話	058-272-8691(内線3791)		
F A X	058-278-2782		
E-mail	c11655@pref.gifu.lg.jp		



建築第399号
令和2年3月31日

各建築事務所長
各開発許可事務処理市長 } 様

岐阜県都市建築部建築指導課長

市街化調整区域内における開発許可等の取扱い基準の一部改正について（通知）

このことについて、都市計画法第34条第1号の取扱い基準を別紙のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしましたので、下記事項を留意のうえ、適切な運用をお願いします。

記

1 改正事項

調剤薬局について、法第34条第1号に該当する日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等に該当するものとする。なお、類似用途のドラッグストアは非該当とする。

2 留意事項

提案基準第31号は、既存の医療施設が法第34条第1号に該当しない地域にあることが想定されるため、当面の間、引き続き存続させる。

所 属	岐阜県都市建築部建築指導課 建築物地震対策推進係		
担当係長	渡 辺	担 当	國 井
電 話	058-272-8691(内線3791)		
F A X	058-278-2782		
E-mail	c11655@pref.gifu.lg.jp		

(改正版)

令和2年4月1日 改正

【資料1-10】(抜粋)

法第34条第1号に関する参考資料

分類 J - 卸売・小売

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
60 その他の 小売業	601 医薬品・化粧品小売 業	6012 調剤薬局	医師の処方せんに基づき 医療用薬品を調剤し、販 売する事業所	薬局、調剤薬局、ファーマシー	○	○	

新旧対比
(新)

令和2年4月1日 改正
令和2年4月1日以降適用

【資料1-10】(抜粋)

法第34条第1号に関する参考資料

分類J-卸売・小売

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
60 その他の 小売業	601 医薬品・化粧品小売 業	6012 調剤薬局	医師の処方せんに基づき 医療用薬品を調剤し、販 売する事業所	薬局、調剤薬局、ファーマシー	○	○	

新旧対比 (旧)

令和2年3月31日まで適用

【資料1-10】(抜粋)

法第34条第1号に関する参考資料

分類Jー卸売・小売

中分類	小分類	細分類	業の内容	類似店舗等名	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当	備考
60 その他の 小売業	601 医薬品・化粧品小売 業	6012 調剤薬局	医師の処方せんに基づき 医療用薬品を調剤し、販 売する事業所	薬局、調剤薬局、ファーマシー	×	×	

調剤薬局の都市計画法第 34 条取扱基準の見直しについて

従来、岐阜県における調剤薬局の開発許可基準としては、法第 34 条第 1 号は非該当として取り扱ってきたが、厚生労働省の医薬分業に対する基本的な考え方や、他都道府県の取り扱い状況を踏まえて、調剤薬局の都市計画法第 34 条取扱基準の見直しを行う。

1. 岐阜県における調剤薬局の開発行為等に係る現在の許可基準

調剤薬局の開発行為は法第 34 条第 1 号非該当として、法第 34 条第 1 4 号の提案基準第 3 1 号を定めて、開発審査会に付議し許可している。

関連施設としての医療施設は、小規模なものについて、平成 19 年度に法第 34 条第 1 号に該当するものとして、開発許可基準が設けられたが、調剤薬局は見直しがされていない。

2. 厚生労働省の医薬分業に対する基本的な考え方

厚生労働省では「患者のための薬局ビジョン」に基づき、かかりつけ薬剤師・薬局を進めており、いわゆる「門前薬局」から、日常生活圏域における「かかりつけ薬局」への移行を目指している。

【今後の薬局の在り方（イメージ）】

現状：多くの患者が「門前薬局」で薬を受け取り

今後：患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにある「かかりつけ薬局」に行く

3. 他都道府県等の状況

調査対象：都道府県（47）及び政令指定都市（20）

回答数：55自治体

- | | | | |
|------------------|------------|----------|--------------|
| ■ 法第 34 条第 1 号 | 該当として許可 49 | 非該当 6 | |
| ■ 法第 34 条第 1 4 号 | 個別付議基準 6 | 包括承認基準 6 | 基準はないが許可可能 2 |
| | 許可困難 24 | その他 17 | |

4. 調剤薬局の都市計画法第 34 条取扱基準の見直し

○調剤薬局について、法第 34 条第 1 号に該当する日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等に該当するものとする。なお、類似用途のドラッグストアは非該当とする。

○提案基準第 3 1 号は、既存の医療施設が法第 34 条第 1 号に該当しない地域にあることが想定されるため、当面の間、引き続き存続させる。

- ・ 他都道府県の状況として、調剤薬局を法第 34 条第 1 号で許可する自治体が多数ある。
- ・ 調剤薬局は、院外処方箋による薬剤の調製が可能であり、市街化調整区域に居住する者を主たる対象とする店舗「かかりつけ薬局」として、法第 34 条第 1 号該当としても支障がない。
- ・ 「門前薬局」から「かかりつけ薬局」への移行を目指しつつ、一方で、現状は門前薬局の開設が多く、保険薬局の独立性と患者の利便性の向上の両立を図る観点から、保険薬局の構造規制の見直しがされ、保険医療機関と保険薬局が同一敷地内にあることも認められている。

(1) 岐阜県における開発許可基準

【法第 34 条第 1 号に該当する日常生活に必要な物品販売等を営む店舗等の開発行為等】

- 調剤薬局（医師の処方せんに基づき医療用医薬品を調剤し、販売する事業所）は建築不可
- 医薬品小売業は建築可能

【法第 34 号第 1 号に該当する主として該当開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公共公益施設の開発行為等】

- まちづくり三法見直しに伴い、平成 19 年 11 月 30 日から医療施設等は許可不要から許可が必要となり、市街化調整区域で建築可能な保育所、幼稚園、診療所、助産所、社会福祉施設等の基準を新設（主な立地基準）
- 半径 300m 地域内の 50 戸連たん地域
- 100m の範囲内に建築物（主として住宅）が連続している地域
- 開発区域面積上限 3000㎡以内

【法第 34 条第 14 号 提案基準第 31 号 保険調剤薬局の建築を目的とした開発行為等】

- まちづくり三法の見直し以前からある基準（主な立地基準）
- 開発区域の規模 300㎡以内、薬局にふさわしい駐車場の規模
- 建築物の規模 100㎡以下、事務所等必要最小限で居住施設を含まない
- 市街化調整区域内の病院又は診療所（当該病院又は診療所から 100メートル以内が市街化調整区域であること。）の敷地との間隔が、おおむね 100m の範囲であり、かつ、当該開発区域から 100m 以内が市街化調整区域であること。

【法第 34 条第 14 号 提案基準第 36 号医療施設】

- 上記の新設基準と同様に、まちづくり三法見直しに伴い、病院・診療所・助産所の基準を新設（主な立地基準）
- 適正な規模の駐車スペース以外は規模制限がない

(2) 医薬分業の設置基準が医療関係法令の改正による、調剤薬局の構造規制の変更

- 保険医療機関と同一敷地内や同一建物でも可能
- 参考通知文書等
- ・保険薬局の指定について 平成 28 年 3 月 31 日付け
 - ・「保険医療機関及び保険医療養担当帰属の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について 保医発 0331 第 6 号 平成 28 年 3 月 31 日付け
 - ・薬局の構造規制 更生労働省保健局医療課発出